

1965.8.1 (No. 327)

原子力事業従業員の 原子力災害補償問題

——原子力委員会専門部会
報告書に寄せて——

金沢良雄

原子力委員会の原子力事業従業員灾害
補償専門部会(部会長我妻栄)は、先般、「原子力事業従業員の原子力災害補償に
必要な措置について」の報告書(昭和四〇年五月三一日付)を原子力委員会委員長宛に提出した。その内容は、別掲の同報告書(後掲九〇頁以下参照)であきらかであるが、本稿ではまず、この問題の基盤をあきらかにし(一、二)ついで、この報告書の内容の主な点を概観して(三)、報告書の理解に資したいと思う。

一 原子力災害補償における一般第三者と原子力事業従業員
原子力の平和利用に関連して生ずる一

つの大きな問題は、万一一、原子炉の事故が発生して、放射性物質が大量に放出されることによって生ずる一般第三者の損害を、どのようにして補償するかということである。この点については、原子力の平和利用の促進と、一般第三者的保護との調整をはかるため、三者の保護との調査を設けるべきである。

民事責任について特例を設ける法律(以下「賠償法」という)が定められた。そのとして、各国で、法律が定められてきたのであるが、わが国でも、昭和三六年に、原子力損害の賠償に関する法律(以下「賠償法」という)が定められた。その骨子は、つぎの通りである。まず、民事責任について、特例を設け、原子力損害は、原子力事業者は、主として原子力損害賠償責任保険による損害賠償措置(原則として一工場当たり五〇億円)によつて講すべきこととしている(六条、七条)。これは、原子力損害の額が厖大となつた場合に、これを現実に補填しうる途を、あらかじめ講しておく必要があるからである。なお、外国の立法例では、原子力事業の保護の立場から、また、無過失責任を課する見返りとして、

で、この法律は、一般第三者に対する原子力損害の賠償に関するものであり、原子力事業者の従業員の業務上受けた損害とえ原子力損害についての責任があるから、原子力事業者が責任を負うというところである。これは、一つには、今日の段階において、原子力関連事業の発展を図る必要があること、今一つには、原子力関連事業者の行為と損害との間の因果関係をたしかめることの困難を除き、被害者は、専ら、原子力事業者に対する損害賠償を請求すればよいという意味で、一般第三者的保護にもなるわけである。なお、これに関連して、原子力事業者の第三者及び関連事業者に対する求償権も制限されている(五条)。さらには、この法律は、原子力事業者は、主として原子力損害賠償責任保険による損害賠償措置(原則として一工場当たり五〇億円)によつて講すべきこととしている(六条、七条)。これは、原子力損害の額が厖大となつた場合に、これを現実に補填しうる途を、あらかじめ講しておく必要があるからである。なお、外国の立法例では、原子力事業の保護の立場から、また、無過失責任を課する見返りとして、

</

対しては、労災保険制度などの裏付けがあること、また、もし、従業員を「原子力損害」にふくませると、賠償措置のための特別の基金に喰い込み、それだけ一般第三者の保護にかけることとなるおそらくあるということなどに基づくものであつた。しかし、この考え方に対しても、一般第三者も、従業員も、ひとしく同じ人間であるから、原子力災害の被害者としては同様に取り扱われるべきであるという一般論がありうるし、また、労災保険が十分に発達している場合は、まさよいとしても、そうでない場合は、従業員は、実際には、十分に保護されないととなりかねないという反論がある。さらに、最も決定的ともいいう反論は、もし、従業員の損害を、原子力損害から除外すると、前述の責任の集中及び求償権の制限が、従業員の損害については適用されなくなるということである。つまり、損害を受けた従業員は、原子力関連事業者に責任があるということで、これに対して損害賠償を請求することもできるし、また、従業員が、労災保険から損害を補填された場合に、労災保険の主体は、原子力関連事業者に責任があるとして、これに対して求償することもできることがあるわけである。これでは、この一角から、原子力関連事業の保護政策が、くずれるおそれがある。

ところで、原子力損害賠償の民事責任

に関しては、陸上原子炉につき、原子力損害の民事責任に関するウイーン条約（一九六三年）と、原子力船につき、原子力運航者の責任に関するプラッセル条約（一九六二年）とが定められた（これらについて、その条約案の経緯、「原子力損害賠償に関する二つの条約案」法協七九巻一号三号）。ことに、従業員損害の点については、同法協七九巻一号六九頁以下に詳しい）。この二つの条約では、「原子力損害」の範囲について、前述の国際原子力機関の専門家会議の草案とは異なり、従業員の損害を除外していないのである（ウイーン条約一条一項K号、プラッセル条約一条七号）。したがって、従業員の損害も、一般第三者の損害と同様に取り扱われることとなる。そして、この二つの条約では、締約国の方労働者災害補償制度があり、それが、原子力損害をもふくむ場合には、責任集中ではないのである（ウイーン条約二条五項、プラッセル条約二条二項）や、求償権の制限（ウイーン条約一〇条、プラッセル条約二条六項）などに従うかぎり、従業員の損害を、労災補償制度によって、カバーすることはできるのである（ウイーン条約九条一項、プラッセル条約六条）、現実の問題としては、いずれにせよ、労災補償制度が、従業員の損害を、果たして十分に適切にカバーするかどうかにあるといふことができる（この観点よりすれば、原子力事業従業員の原子力損害を「原子力損害」から除外している現行の賠償法のもとにおいても、それ自体として存在するのである）。この点について、一般論と

子力運航者の責任に関するプラッセル条約（一九六二年）とが定められた（これらについて、その条約案の経緯、「原子力損害賠償に関する二つの条約案」法協七九巻一号三号）。ことに、従業員損害の点については、同法協七九巻一号六九頁以下に詳しい）。この二つの条約では、「原子力損害」の範囲について、前述の国際原子力機関の専門家会議の草案とは異なり、従業員の損害を除外していないのである（ウイーン条約一条一項K号、プラッセル条約一条七号）。したがって、従業員の損害も、一般第三者の損害と同様に取り扱われることとなる。そして、この二つの条約では、締約国の方労働者災害補償制度があり、それが、原子力損害をもふくむ場合には、責任集中ではないのである（ウイーン条約二条五項、プラッセル条約二条二項）や、求償権の制限（ウイーン条約一〇条、プラッセル条約二条六項）などに従うかぎり、従業員の損害を、労災補償制度によって、カバーする

二 原子力事業従業員の原子力 災害補償の問題点

以上は、主として、原子力災害補償における原子力事業従業員の立場を一般第三者的比較において、賠償法及び国際条約との関係で述べたのであるが、つぎには、原子力事業従業員の原子力災害補償問題そのものに則して、考察することとしよう。というのは、前記の二つの条約に従って、従業員の損害を「原子力損害」にふくませた場合でも、その国に労働者災害補償制度があり、それが、原子力損害をもふくむ場合には、責任集中ではないのである（ウイーン条約二条五項、プラッセル条約二条二項）や、求償権の制限（ウイーン条約一〇条、プラッセル条約二条六項）などに従うかぎり、従業員の損害を、労災補償制度によって、カバーする

放射線障害の特殊性としては、非特異性、多様性、潜行性、持続性があげられている。非特異性というのは、放射線障害にふくませた場合でも、その国に労働者災害補償制度があり、それが、原子力損害をもふくむ場合には、責任集中ではないのである（ウイーン条約二条五項、プラッセル条約二条二項）や、求償権の制限（ウイーン条約一〇条、プラッセル条約二条六項）などに従うかぎり、従業員の損害を、労災補償制度によって、カバーする

放射線障害の特殊性としては、非特異性、多様性、潜行性、持続性があげられている。非特異性というのは、放射線障害として発生する疾病、例えば、ガンとか白血病とかは、放射線以外の原因によつても発生するのであり、放射線による特異の障害ではないということである。このことは、従業員の「業務上の疾病」（放射線による疾病）であるという因果関係の判定（認定）を困難にする。

多様性ということは、放射線の被ばくを原因とする障害は、いろいろのあらわされ方をするということである。そして、その場合、労災補償制度の対象とならない多様性ということは、放射線の被ばくを原因とする障害は、いろいろのあらわされ方をするということである。そして、この場合は、労災補償制度の対象とならない多様性ということは、放射線の被ばくを原因とする障害は、いろいろのあらわされ方をするということである。そして、この場合は、労災補償制度の対象とならない多様性ということは、放射線の被ばくを原因とする障害は、いろいろのあらわされ方をするということである。そして、この場合は、労災補償制度の対象とならない多様性ということは、放射線の被ばくを原因とする障害は、いろいろのあらわされ方をするということである。そして、この場合は、労災補償制度の対象とならない多様性ということは、放射線の被ばくを原因とする障害は、いろいろのあらわされ方をするということである。そして、この場合は、労災補償制度の対象とならない多様性

放射線障害の特殊性としては、非特異性、多様性、潜行性、持続性があげられている。非特異性というのは、放射線障害にふくませた場合でも、その国に労働者災害補償制度があり、それが、原子力損害をもふくむ場合には、責任集中ではないのである（ウイーン条約二条五項、プラッセル条約二条二項）や、求償権の制限（ウイーン条約一〇条、プラッセル条約二条六項）などに従うかぎり、従業員の損害を、労災補償制度によって、カバーする

放射線障害の特殊性としては、非特異性、多様性、潜行性、持続性があげられている。非特異性というのは、放射線障害にふくませた場合でも、その国に労働者災害補償制度があり、それが、原子力損害をもふくむ場合には、責任集中ではないのである（ウイーン条約二条五項、プラッセル条約二条二項）や、求償権の制限（ウイーン条約一〇条、プラッセル条約二条六項）などに従うかぎり、従業員の損害を、労災補償制度によって、カバーする

リスト

1965.8.1 (No. 327)

る。そこで、例えば、放射線のある量をすでに被ばくした、しかし、疾病というほどのものは、まだ発生していない場合に、いわば、予防的に、何等かの措置（例えば栄養物とか栄養剤の摂取、あるいは職場転換など）が好ましいとしても、それは、労災補償制度では、カバーされないという問題がある。また、多様性や潜行性は、業務上の疾病ということの因果関係の判定を困難にする場合も多いであろう。さらに、持続性、つまり、疾病がなかなか治癒しない場合が多い（例えばガン）。このような場合に、療養補償が一定期間（例えば三年）で打ち切られる場合には、補償が不十分となる（ただし、この点については、近時、労災法の改正により「長期傷病補償」（一二条の三）が認められたので、改善されたといえる）。

従業員の原子力災害補償の特異な問題

点の主なものは、およそ、以上の通りであるが、なお、その災害補償の周辺の問題、あるいは、補償以前の問題として、健康管理の問題をも併せて考えておかなければならぬ。健康管理、保健指導、被ばく放射線量の測定記録及びその保全などの適正化の問題である。これらは、一つには、予防措置の適正化・徹底化により、放射線障害の発生を防ぐことを通じて、労働者の保護のみならず、災害補償の負担の軽減をはかることとなる点

で、また、いま一つには、災害補償のための前提条件（業務起因性の認定の適格な資料）を整備する意味において、災害補償制度と密接に関連するのである。

三 原子力委員会専門部会

報告書について

原子力委員会の原子力事業従業員災害

補償専門部会報告書の背景は、およそ、上述の通りである。この報告書は、上述のような背景のもとに、第一に、ウイーン条約及びプラッセル条約の批准を前提として、賠償法をいかに改正すべきをあきらかにするとともに、賠償法と労災法との関係を、従業員損害の適正化の観点から検討しつつ、従業員損害は、まず、労災法によって補償すべきであるとの見解を示し（報告書第一章）、

第二に、労災法の問題をとりあげ、主として、従業員の原子力災害（放射線障害）の特殊性からみた労災法の水準の向上のための若干の対策を指摘し（報告書第二章、第三章）、第三に、健康管理の適正化対策にも言及しているのである（報告書第四章）。

この問題は、法律・行政的侧面と科学技術的侧面（医学、健康管理等）とをふくんでいる。したがって、この報告書の責任の要件、賠償額、支払の確保の点については、賠償法の損害賠償措置そのについても考慮を払っていることは、い

ここで、作業としては、「補償及び法律」問題小委員会と、「健康管理及び認定」問題小委員会との二つの小委員会が設けられ、前者は、主として、法律、行政関係者（主に報告書第一章、第二章）、後者は、主として、医学、健康管理関係者（報告書第三章、第四章）が参画し、それらの結論を、さらに、部会において検討した上で、報告書ができあがったのである。

その内容の詳細は、別掲の報告書そのものについて見ていただきこととし、本文稿では、その主な点だけにふれておくことにしよう。

第一章「賠償法と労災法との関係について」

ここでは、賠償法の対象に従業員損害をふくませることとした場合と、現行賠償法のままで、従業員損害を除外する場合とを、従業員の保護と原子力の平和利用の促進（この場合は、主として、原子力開発産業の発達）という目的に照らして、つぎの諸点につき、比較検討を加え、一定の結論（対策）を導き出していく。

その際、前述の二つの条約との関係について、従業員損害を除外する場合の賠償法と労災法との関係。

この点について、賠償法の損害賠償措置その対象とすることが望ましく、かつ、そうしないと、前記の条約との抵触を生ずる。かくて、(1) (2) から、賠償法を改正して（二条二項但書の削除）、従業員損害をその対象とすることが対策として提案されている。

(1) 責任集中、求償権の制限の点。賠償法によらないと、この原則は適用されない。この点は、原子力関連産業の発達という目的から、従業員損害を賠償法の対象とすることが望ましく、かつ、そうしないと、前記の条約との抵触を生ずる。かくて、(1) (2) から、賠償法を改正して（二条二項但書の削除）、従業員損害をその対象とすることが対策として提案されている。

(2) 従業員損害を賠償法の対象とする場合の賠償法と労災法との関係。この点について、賠償法の損害賠償措置そのものによってすべての従業員損害を補填する。したがって、労災法上の給付を得させないようにすることも考えうるが、賠償法による損害賠償措置は、できるだけ一般第三者の損害補填にとつておくこと

が望ましく、また、せっかく、労災補償の対象及び賠償の額では、賠償法は無限定であるが、労災法では両者とも限定的である。したがって、後者の場合は、労災法による補償対象とならない損害、または、労災法による補償の額を超える損害額（超過額）については、民法の一般原則に従って請求することとなる。この場合には、過失責任となるから、従業員に不利となる。現実の支払の確保については、賠償法では損害賠償措置が用意されているから一般論としては、従業員に有利と解せられる。

■両判例百選は初版発行以来5年、毎年版を重ねてきたが、その間、判例の集積・学説の進展・法令の改廃があり、内容の修正の要望が多く寄せられていたので第二版を発行することとなった。

■採録された判例はそのままとし、上記のことに留意しつつ改訂が加えられているが、全面的に書き替えられたものもある。両書が、法律を学ぶ者に必須の判例を収めた書として初版同様、多くの新しい読者に迎えられることを確信している。

判例百選

《第二版》 360円

◇内容の一部

憲法25条の法意／選挙権と学生の住所／官報による法令公布の時期／婚姻予約有効判決／笠掛松／譲渡担保／大学湯事件／借家法1条ノ2／前借金無効／白地手形／名板貸／裁判上の自白の取消／氏名詐称と判決の効力／電気は物か／「むじな・たぬき」事件／死刑の合憲性／不当に長い抑留・拘禁後の自白／三鷹事件／生産管理と正当な争議行為／ピッキングと威力業務妨害など……100件

続判例百選

《第二版》 360円

◇内容の一部

犯罪の煽動と憲法21条／砂川事件／苦米地判決／違法判断の基準時／機関訴訟／根抵当の有効性／中間省略登記／法定地上権／社宅の使用関係／連帯債務の相続／商号専用権／振出地（信州軽井沢）／決議不存在／和解無効／仮処分と強制執行／中止未遂／偽装心中と殺人罪／訴因変更の必要性／労基法20条と解雇の効力／国際私法上の担保物権の準拠法／中国人の本国法など……100件

償制度があるからには、従業員損害は、

を軽視するわけにもいかないのである。

第二章「労災法に関する事項」

ここでは、労災法そのものの水準の向

上が問題となるわけであるが、これは、

すべきであるとの立場をとっている。た

だ、この場合、不妊症、流（早・死）産

あり、それには、「ラジウム放射線、

紫外線、エックス線及びその他有害放射

法による損害賠償措置で補填すべきこと

が提案されている。ただ、現在の損害賠

が、小委員会及び部会の検討の結果で

と業務起因性との因果関係が問題となる

が提案され、従業員損害額は、一般第三者に対する賠償だけを考慮して定められているので、上述

は、これが判定される場合も考えられる

多く、本稿ではこれにはがないことと

し、とくに、原子力災害の特殊性に關係

のないように従業員損害であつて賠償措置額

の深い点にふれておく。

（1）補償対象の拡大。従来、労災補償

制度は、「労働力の喪失又は減少」という

き余地があるといえよう。報告書は、こ

の点をも指摘している。従業員損害は、

制度は、「労働力の喪失又は減少」という

形で生ずる損害を対象とするものと考え

られてきた。そこで、この考え方からする

点をも指摘している。従業員損害は、

制度は、「労働力の喪失又は減少」という

